

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十五条第一号の規定に基づき、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を次のとおり定める。

平成 年 月 日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

第一 建築士法第十五条第一号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目は次の各号に定めるものいづれかとする。

一 次のイからホまでに定める科目(以下「必修科目」という。)のすべてを履修した総単位数が四十単位以上となるもの。

イ 五単位以上の建築設計製図に関する講義又は演習(国土交通省告示第(14・1)号の第一の一のイに規定するものをいう。)

ロ 七単位以上の建築計画に関する講義若しくは演習(国土交通省告示第(14・1)号の第一の一のロに規定するものをいう。)

ハ 六単位以上の構造力学に関する講義若しくは演習(国土交通省告示第(14・1)号の第一の一のハに規定するものをいう。)

ニ 一単位以上の建築生産に関する講義又は演習(国土交通省告示第(14・1)号の第一の一のニに規定するものをいう。)

ホ 一単位以上の建築法規に関する講義又は演習(国土交通省告示第(14・1)号の第一の一のホに規定するものをいう。)

二 必修科目のすべてを履修した総単位数が四十単位に満たない場合において、当該必修科目のすべてを履修した

二 総単位数と必修科目以外の建築に関する一又は複数の科目の総単位数の合計が四十単位以上となるもの。

第二 第一に規定する科目の単位の計算方法は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学を卒業した者について

は大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)の規定の例によるものと、同法による高等専門学校を卒業した者について

ては高等専門学校設置基準(昭和三十六年文部省令第二十三号)の規定の例によるものとし、旧大学令(大正七年勅令第

三百八十八号)による大学を卒業した者及び旧専門学校令(明治二十六年勅令第六十二号)による専門学校

校を卒業した者については、国土交通大臣が別に定めるものとする。

附則

この告示は建築士法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第百十四号)の施行の日から施行する。